改正後

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
液状副産窒素肥料（食品工業、非鉄金属製造業又は化学工業において副産されたものをいう。）	（略）	（略）	一　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
液体副産窒素肥料（非鉄金属製造業又は化学工業において副産されたものをいう。）	（略）	（略）	植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成三十年二月二十二日から施行する。

○農林水産省告示第百三十五号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号（肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿	硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿